

ご存知ですか、国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります

障害基礎年金	遺族基礎年金
<p>(注) 身体障害者手帳等の等級と異なります。</p> <p>● 病気や事故で障害が残ったときに 国民年金加入中（または加入していた方で60歳～65歳未満のとき）に初診日（初めて医師の診断を受けた日）のある傷病で、原則として初診日から1年6か月たったときに申請できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初診日から1年6か月後が20歳前のときは、20歳になったときに申請できます。 ● 初診日から1年6か月後に障害が軽く、その後に障害が重くなった場合は、65歳になるまで申請できます。 <p>● 1級 974,125円（2級の1.25倍） ● 2級 779,300円</p>	<p>● 一家の支え手を失ったときに 国民年金加入中や老齢基礎年金を受けられる期間のある方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた18歳未満の子のある配偶者、または子に支給されます。支給されるのは、子が18歳になったあとの最初の3月分までです。</p> <p>● 配偶者が受けるとき 1,003,600円（子1人分の加算額含む） ● 子が受けるとき 779,300円</p>
<p>生計を共にする18歳未満の子がいるときは次の額が加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2人目まで 1人につき 224,300円 ● 3人目以降 1人につき 74,800円 	
<p>障害基礎年金・遺族基礎年金の加算額や遺族基礎年金の支給に該当する「18歳未満の子」には、18歳になったあと最初の3月31日までの間にある子および20歳未満の障害の子を含みます。支給額は平成29年度の額です。</p>	
<p>①と②の両方の条件を満たすことが必要です</p> <p>① 障害の等級が該当していること 国民年金法による1級、2級の障害の状態であること。</p> <p>② 一定の保険料を納めていること 初診日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること。 ただし、平成38年3月末日までは、初診日の前々月までの直近の1年間に未納がなければ受けられます。</p> <p>※ 初診日が20歳前のときは納付の条件はありませんが、本人の所得制限があります。</p>	<p>①～③のすべての条件を満たすことが必要です</p> <p>① 請求できる遺族（18歳未満の子のある配偶者、または子）であること</p> <p>② 亡くなった時の請求者の年収が850万円未満であること</p> <p>③ 亡くなった方が一定の保険料を納めていること 死亡日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること。 ただし、平成38年3月末日までは、死亡日の前々月までの直近の1年間に未納がなければ受けられます。</p>
<p>● 厚生年金加入中に初診日がある場合は障害厚生年金が支給されます 年金額は給与・賞与の平均と加入月数および障害等級により計算され、1級または2級の場合には障害基礎年金もあわせて支給されます。なお、障害厚生年金は3級の場合でも支給されます。</p>	<p>● 18歳未満の子がいない場合でも遺族厚生年金が支給されます 厚生年金加入中の方や、厚生年金の受給者または受けられる期間を満たした方などが亡くなったときには、遺族厚生年金が支給されます。なお、請求できる遺族の範囲や受給できる期間は遺族基礎年金と異なります。</p>

● **障害基礎年金と老齢厚生年金などの併給**

障害基礎年金を受けながら、厚生年金保険料を納めた場合は65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金を同時に受けられます。また障害基礎年金を受けている妻（65歳以降）の、厚生年金に加入している夫が亡くなったときは、障害基礎年金と遺族厚生年金が同時に受けられます。

年金相談のご予約は… ☎ 0570-05-1165 まで

日本年金機構では年金事務所での年金相談の予約を実施しています。

年金請求の手続きや受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ予約相談をご利用ください。

- お客様の都合に合わせてスムーズに相談できます。
- 相談内容にあたったスタッフが事前準備のうえ、丁寧に対応します。

帯広年金事務所 相談受付時間 平日（火～金） 8:30～17:15
月曜日（週初の初日） 8:30～19:00
第2土曜日 9:30～16:00



申請・問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）☎ 0155（65）5002
役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213

医療療養病床に入院している
後期高齢者医療保険の加入者の皆さまへ

平成29年10月から
居住費の負担が変わります

ご負担いただく【1日あたりの居住費】

医療療養病床に入院している方	現在 (平成29年9月まで)	平成29年10月～ 平成30年3月	平成30年4月～
・医療の必要性の低い方	320円	370円	370円
・医療の必要性の高い方 (指定難病の方以外)	0円	200円	370円
・指定難病の方 ・老齢福祉年金受給者	0円	0円	0円

◆ **平成29年10月から**、医療療養病床に入院している後期高齢者医療保険に加入している皆さまの居住費（光熱水費）のご負担額を上の方のように見直します。

◆ この見直しは、住宅療養や介護保険施設に入所する方には、現在すでに1日370円の居住費をご負担いただいていることを踏まえたものです。そのため、上の方のように段階的に変更し、1日370円の居住費のご負担をお願いすることとなります。

◆ **ただし、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については、引き続き負担を求めません。**

※ 今回の居住費の見直しは、医療療養病床に入院する方が対象であり、一般病床・精神病床等に入院されている方は対象外です。

わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011（290）5601
役場福祉課保険係 ☎（574）2214